

議案第 1 号

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 8 5, 4 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 0, 0 9 8, 6 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,530,000	288,073	18,818,073
	1 地方交付税	18,530,000	288,073	18,818,073
15 国庫支出金		39,141,237	119,333	39,260,570
	2 国庫補助金	3,985,817	7,174	3,992,991
	3 国庫交付金	7,078,093	111,249	7,189,342
	4 国庫委託金	31,373	910	32,283
16 県支出金		15,750,699	1,540	15,752,239
	2 県補助金	5,260,233	1,540	5,261,773
17 財産収入		551,236	859,350	1,410,586
	2 財産売払収入	94,400	859,350	953,750
19 繰入金		2,248,001	△237,478	2,010,523
	1 基金繰入金	2,148,573	△237,478	1,911,095
21 諸収入		2,667,490	110	2,667,600
	6 雑入	1,187,747	110	1,187,857
22 市債		7,297,200	54,500	7,351,700
	1 市債	7,297,200	54,500	7,351,700
歳入合計		169,013,246	1,085,428	170,098,674

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,609,455	176,320	14,785,775
	1 総 務 管 理 費	10,065,365	7,317	10,072,682
	2 徴 税 費	1,458,326	167,460	1,625,786
	7 文化スポーツ費	1,134,836	1,543	1,136,379
3 民 生 費		82,450,161	164,665	82,614,826
	1 社 会 福 祉 費	33,771,172	161,318	33,932,490
	3 兄 童 福 祉 費	26,044,588	3,247	26,047,835
	6 市 民 福 祉 費	578,085	100	578,185
4 衛 生 費		10,367,067	15,943	10,383,010
	1 保 健 衛 生 費	4,421,319	△28,057	4,393,262
	2 清 掃 費	5,254,838	44,000	5,298,838
6 商 工 費		3,530,059	5,928	3,535,987
	1 商 工 費	2,452,889	5,928	2,458,817
7 土 木 費		11,788,469	29,088	11,817,557
	2 道 路 橋 梁 費	4,251,200	29,088	4,280,288
10 災 害 復 旧 費		422,451	8,963	431,414
	2 令和8年度発生 土木施設災害復旧費	—	8,963	8,963
11 公 債 費		17,218,667	684,521	17,903,188
	1 公 債 費	17,218,667	684,521	17,903,188
歳 出 合 計		169,013,246	1,085,428	170,098,674

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター委託事業	令和9年度	29,372
合 計		29,372

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食民間委託事業	令和9年度 令和11年度	376,583
合 計		376,583

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護施設整備事業	19,700	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和8年度発生土木施設災害復旧事業	4,900	〃	〃	〃
計	24,600			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災基盤整備事業	18,900	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	19,800	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路施設改善事業	1,354,500	〃	〃	〃	1,383,500	〃	〃	〃
計	7,297,200				7,327,100			

議案第 2 号

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 7 8 6, 1 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		10,574	1,300	11,874
	1 雑 入	10,574	1,300	11,874
歳 入 合 計		12,784,876	1,300	12,786,176

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		6,707	1,300	8,007
	1 償還金及び 還付加算金	6,707	1,300	8,007
歳 出 合 計		12,784,876	1,300	12,786,176

議案第3号

令和8年度和歌山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 3,593,951千円

配水施設整備事業 493,424千円

原浄水施設新設改良事業 2,970,567千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,257,547千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,271,068千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額616,447千円、当年度分損益勘定留保資金2,946,458千円、繰越利益剰余金処分額520,947千円及び当年度利益剰余金処分額173,695千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額620,558千円、当年度分損益勘定留保資金2,713,584千円、繰越利益剰余金処分額927,247千円及び当年度利益剰余金処分額9,679千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	5,467,519千円	31,700千円	5,499,219千円
第1項 企業債	4,458,200千円	31,700千円	4,489,900千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	9,725,066千円	45,221千円	9,770,287千円
第1項 建設改良費	7,074,824千円	45,221千円	7,120,045千円

第4条 予算第5条の表を次のとおり改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
配 水 施 設 整 備 事 業	令和9年度	千円 32,570

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
加 納 浄 水 場 更 新 設 備 事 業	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 6,881,866	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 7,295,290

第 5 条 予算第 6 条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 整 備 事 業	千円 2,029,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和 8 年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配 水 施 設 整 備 事 業	185,100			
施 設 整 備 事 業	2,275,200			

第 6 条 予算第 1 1 条中「6 9 4, 6 4 2 千円」を「9 3 6, 9 2 6 千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減 債 積 立 金 936,926 千円

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

議案第4号

令和8年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 38,020千円

配水施設整備事業 181,274千円

原浄水施設新設改良事業 3,243,457千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,033千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,127,556千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額304,517千円、減債積立金147,806千円、建設改良積立金329,126千円及び過年度分損益勘定留保資金330,584千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額308,537千円、減債積立金147,806千円、建設改良積立金330,979千円及び過年度分損益勘定留保資金340,234千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	2,695,866千円	28,700千円	2,724,566千円
第1項 企業債	2,076,600千円	28,700千円	2,105,300千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	3,807,899千円	44,223千円	3,852,122千円
第1項 建設改良費	3,419,694千円	44,223千円	3,463,917千円

第4条 予算第6条を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 整 備 事 業	千円 13,300	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配 水 施 設 整 備 事 業	110,800			
施 設 整 備 事 業	1,981,200			

令和8年9月18日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

議案第 5 号

和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例
和歌山市地区会館条例（昭和 4 8 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 に次のように加える。

和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太 2 6 9 2 番地の 1
----------------	----------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の和歌山市地区会館条例第 4 条第 1 項の規定による和歌山市加太総合交流センターに係る使用の許可は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（和歌山市加太総合交流センター条例の廃止）

- 3 和歌山市加太総合交流センター条例（昭和 6 3 年条例第 3 9 号）は、廃止する。

（和歌山市加太総合交流センター条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の和歌山市加太総合交流センター条例（以下この項において「廃止条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により受けている許可は、この条例による改正後の和歌山市地区会館条例第 4 条第 1 項の規定により受けた許可とみなす。ただし、廃止条例第 3 条第 1 項の規定により受けている許可に係る廃止条例第 4 条から第 6 条までの規定による使用料の徴収事務については、なお従前の例による。

議案第 6 号

市道路線認定について

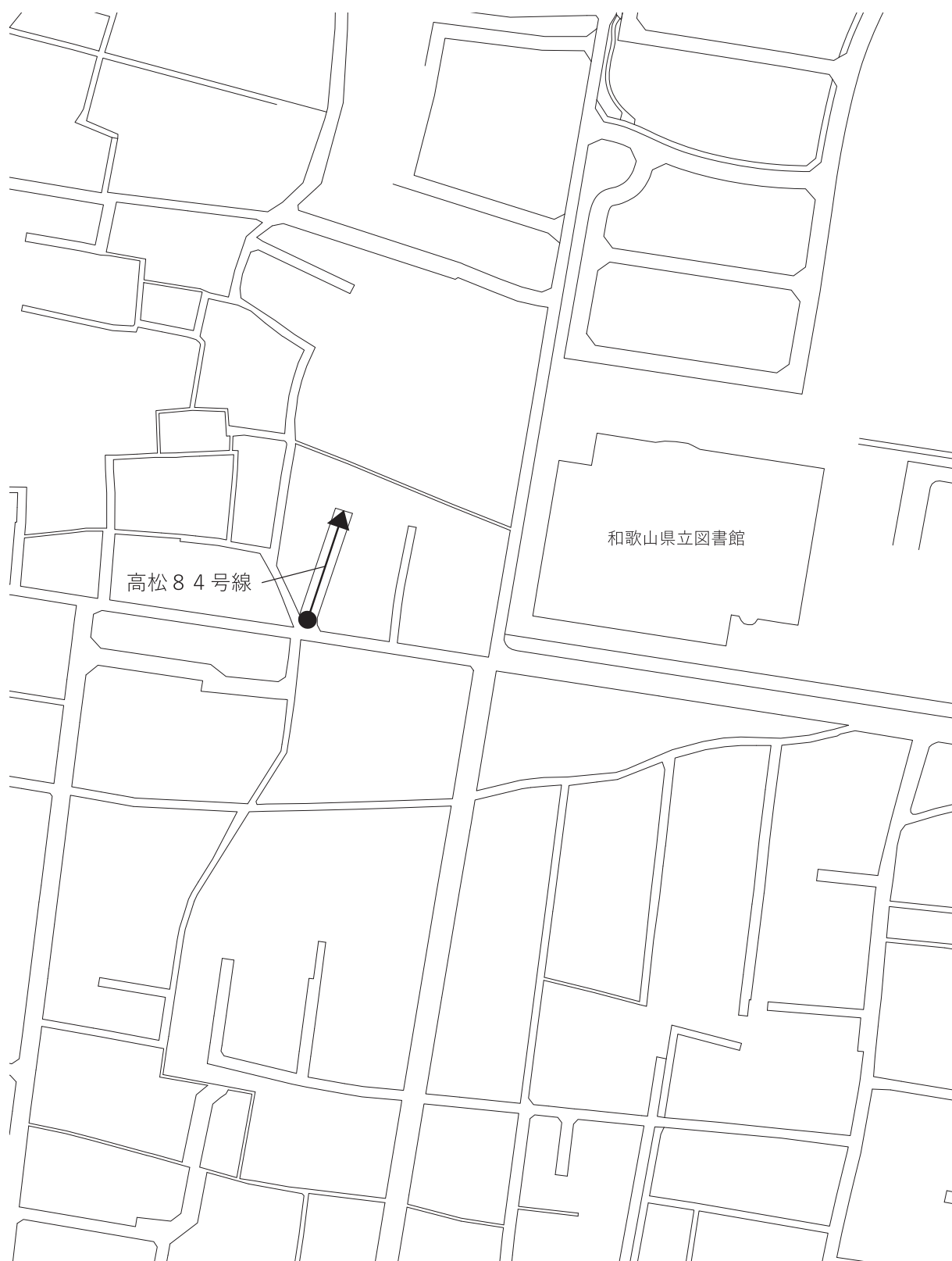
道路法第 8 条第 2 項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

整理番号	路 線 名	起 終 点 点	備 考
1 0 - 8 4	高松 8 4 号線	和歌山市西高松 1 丁目 和歌山市西高松 1 丁目	
1 3 - 1 5 5	四箇郷 1 5 5 号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
1 6 - 2 0 4	宮前 2 0 4 号線	和歌山市新中島 和歌山市新中島	
1 6 - 2 0 5	宮前 2 0 5 号線	和歌山市新中島 和歌山市新中島	
1 6 - 2 0 6	宮前 2 0 6 号線	和歌山市新中島 和歌山市新中島	
1 8 - 2 0 0	野崎 2 0 0 号線	和歌山市野崎 和歌山市野崎	
1 8 - 2 0 1	野崎 2 0 1 号線	和歌山市野崎 和歌山市野崎	
2 1 - 2 2 9	木本 2 2 9 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
2 1 - 2 3 0	木本 2 3 0 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
2 1 - 2 3 1	木本 2 3 1 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
2 4 - 1 8 5	西和佐 1 8 5 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 5 - 1 8 8	岡崎 1 8 8 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
2 5 - 1 8 9	岡崎 1 8 9 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
2 5 - 1 9 0	岡崎 1 9 0 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
2 7 - 1 0 6	和佐 1 0 6 号線	和歌山市布施屋 和歌山市布施屋	
3 1 - 1 9 7	有功 1 9 7 号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
3 4 - 2 3 7	小倉 2 3 7 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
3 4 - 2 3 8	小倉 2 3 8 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
3 4 - 2 3 9	小倉 2 3 9 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	

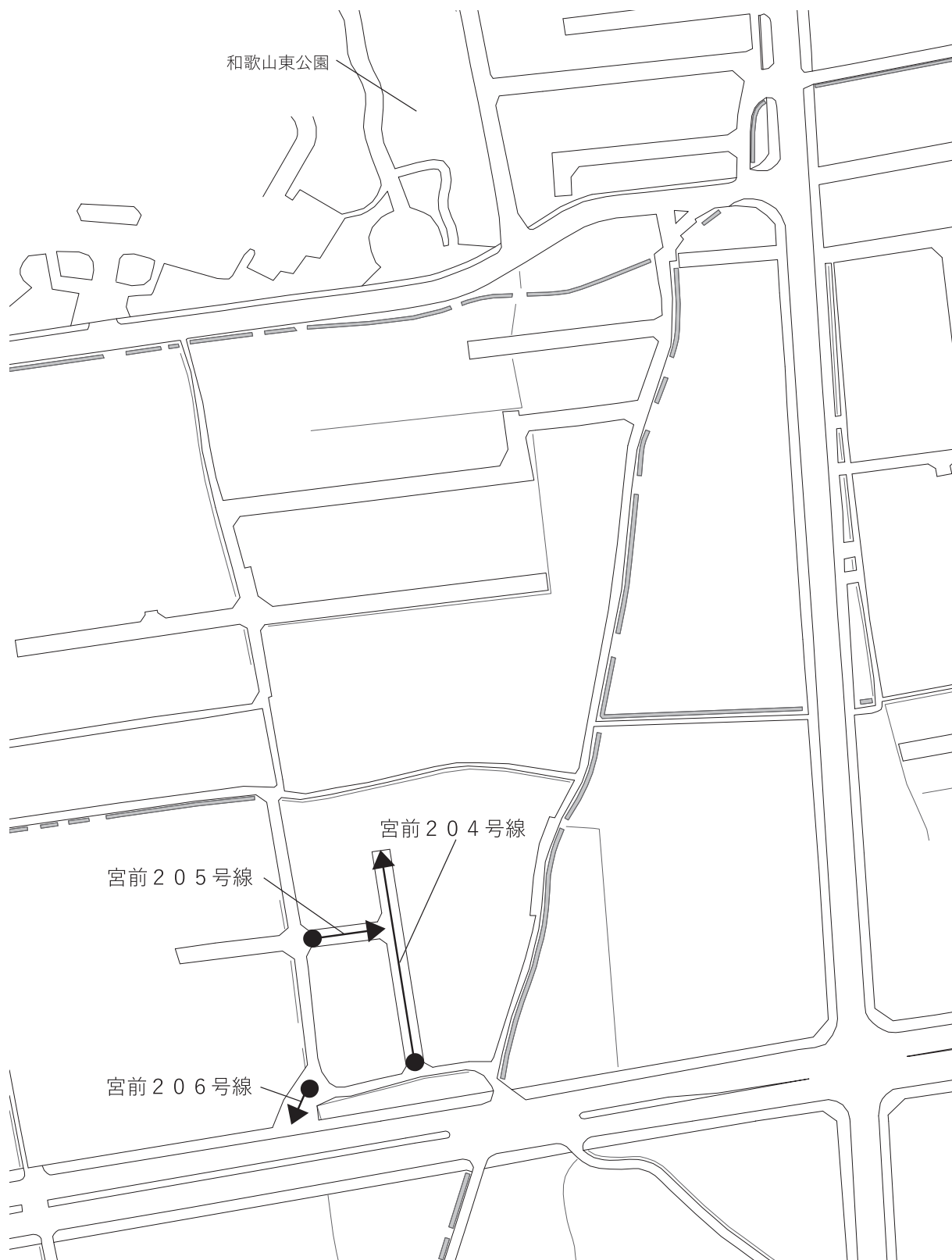
路線認定図



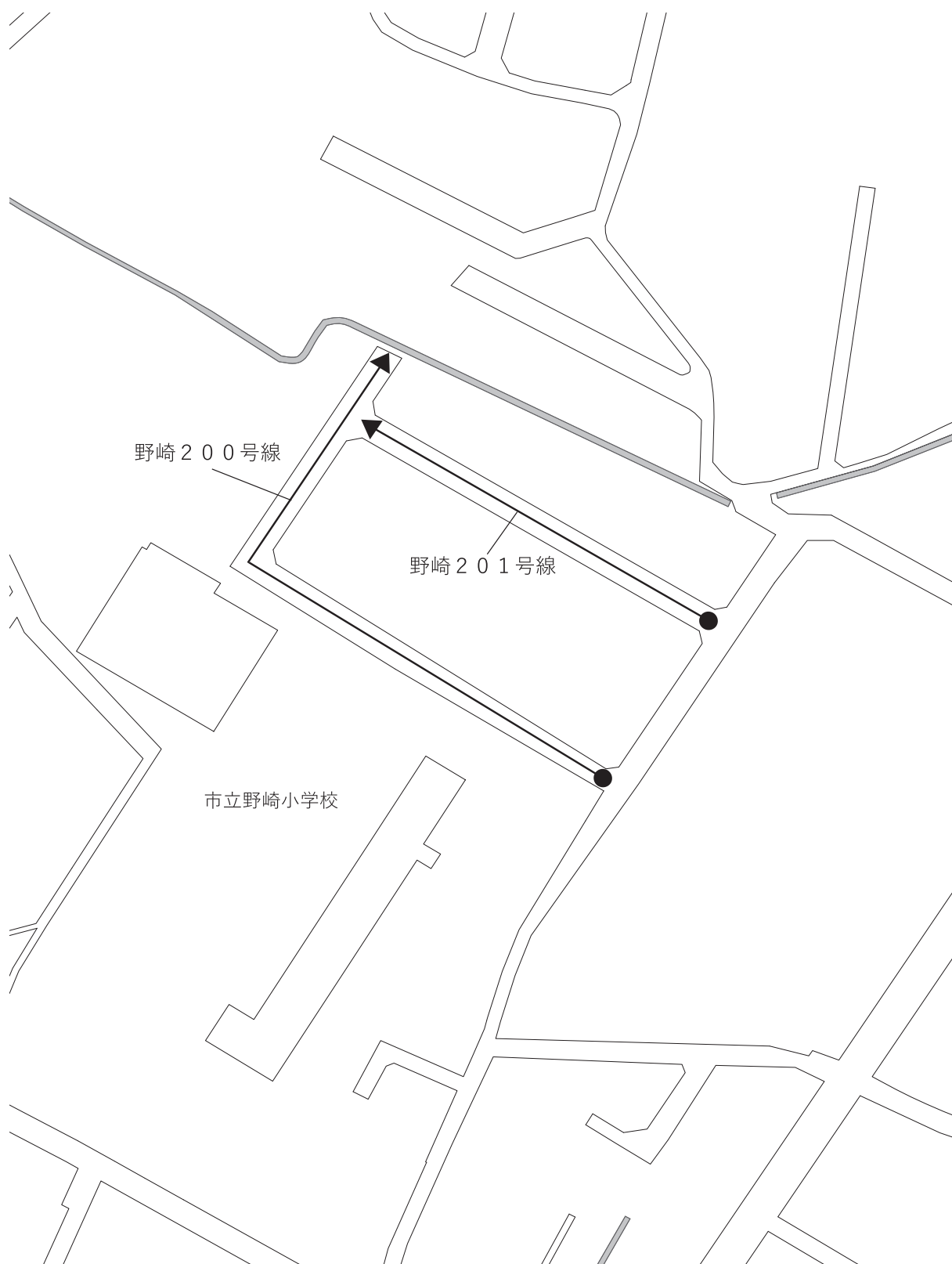
路線認定図



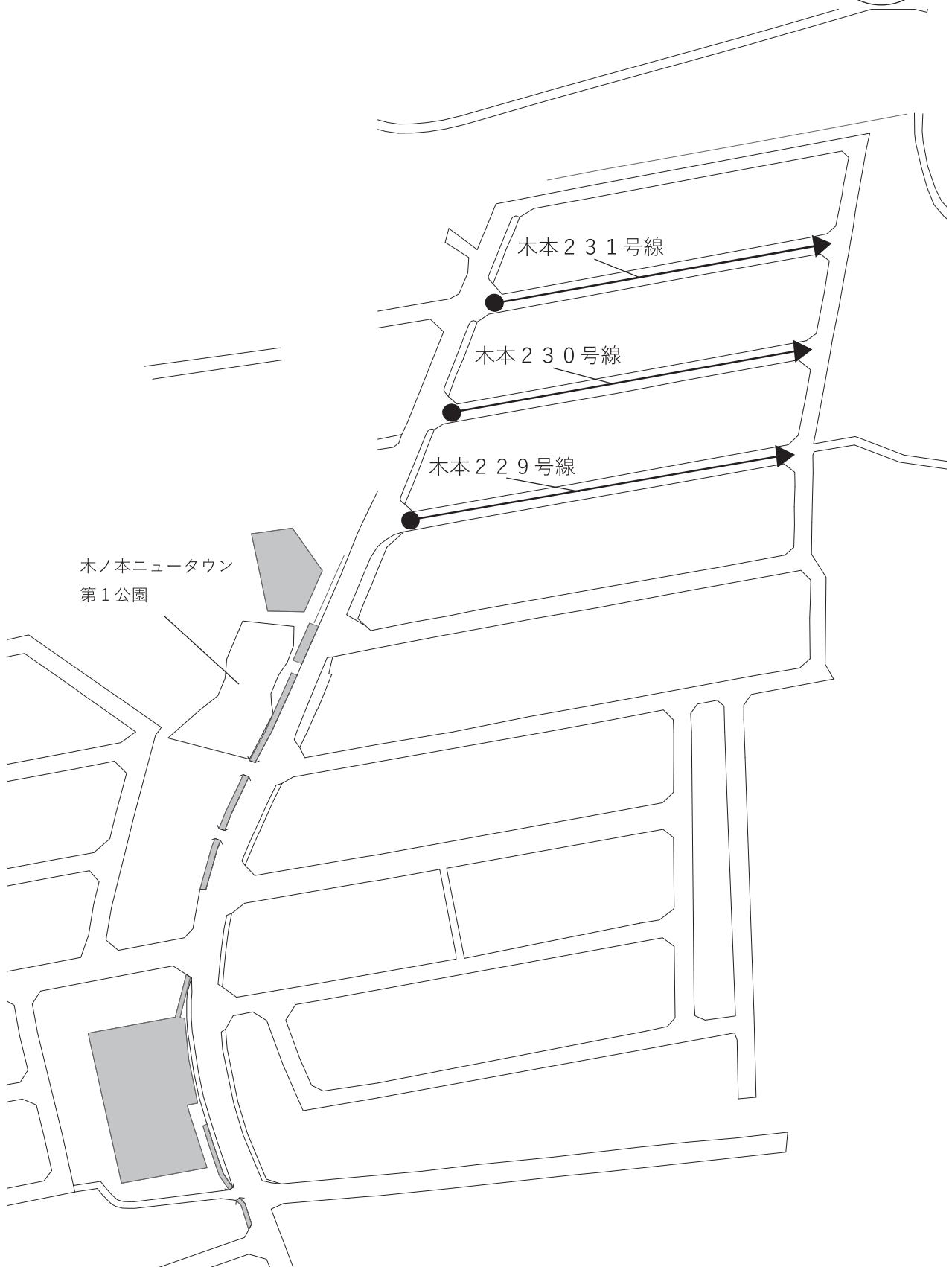
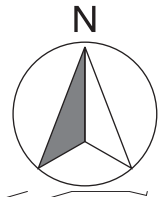
路線認定図



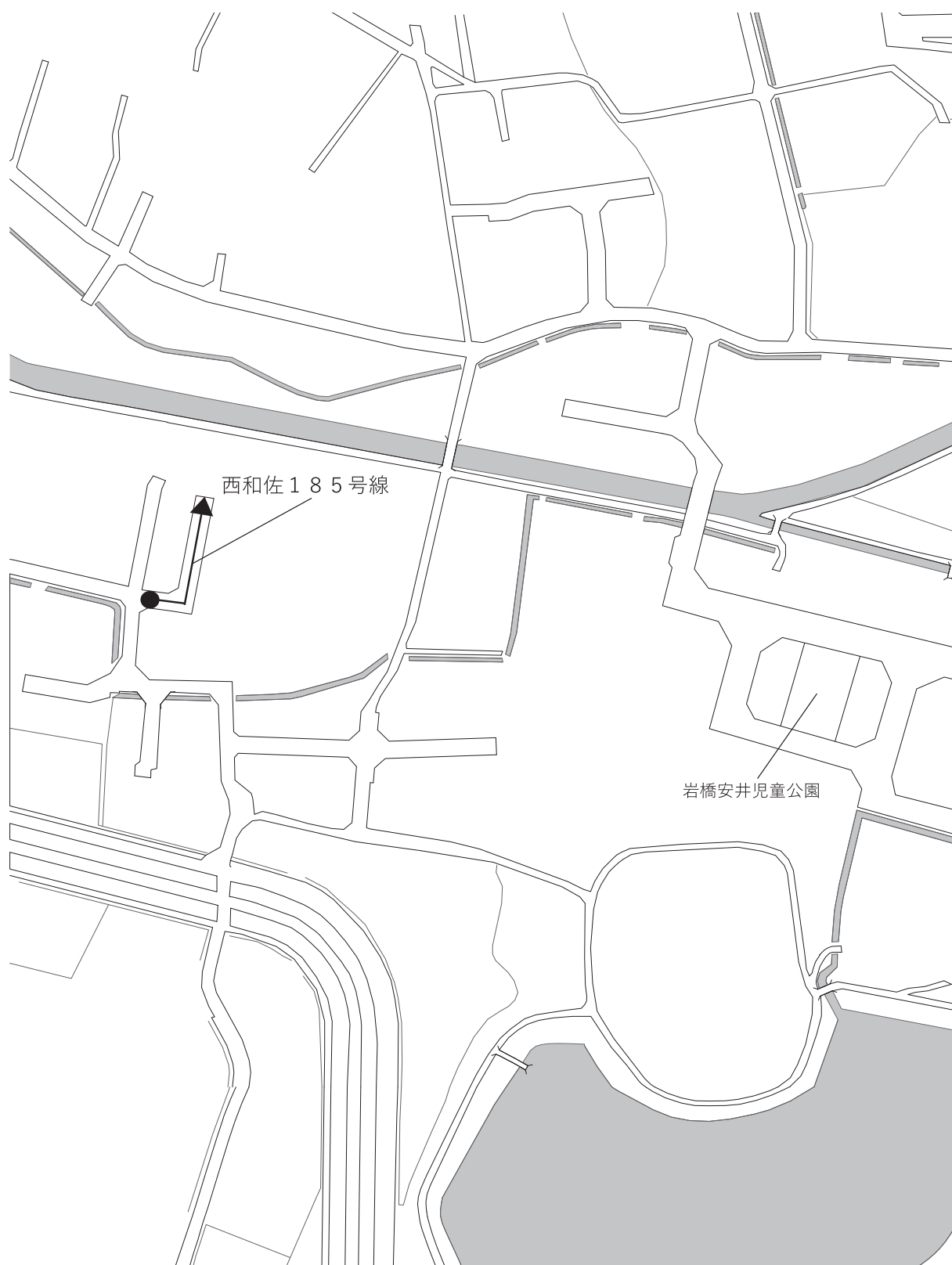
路線認定図



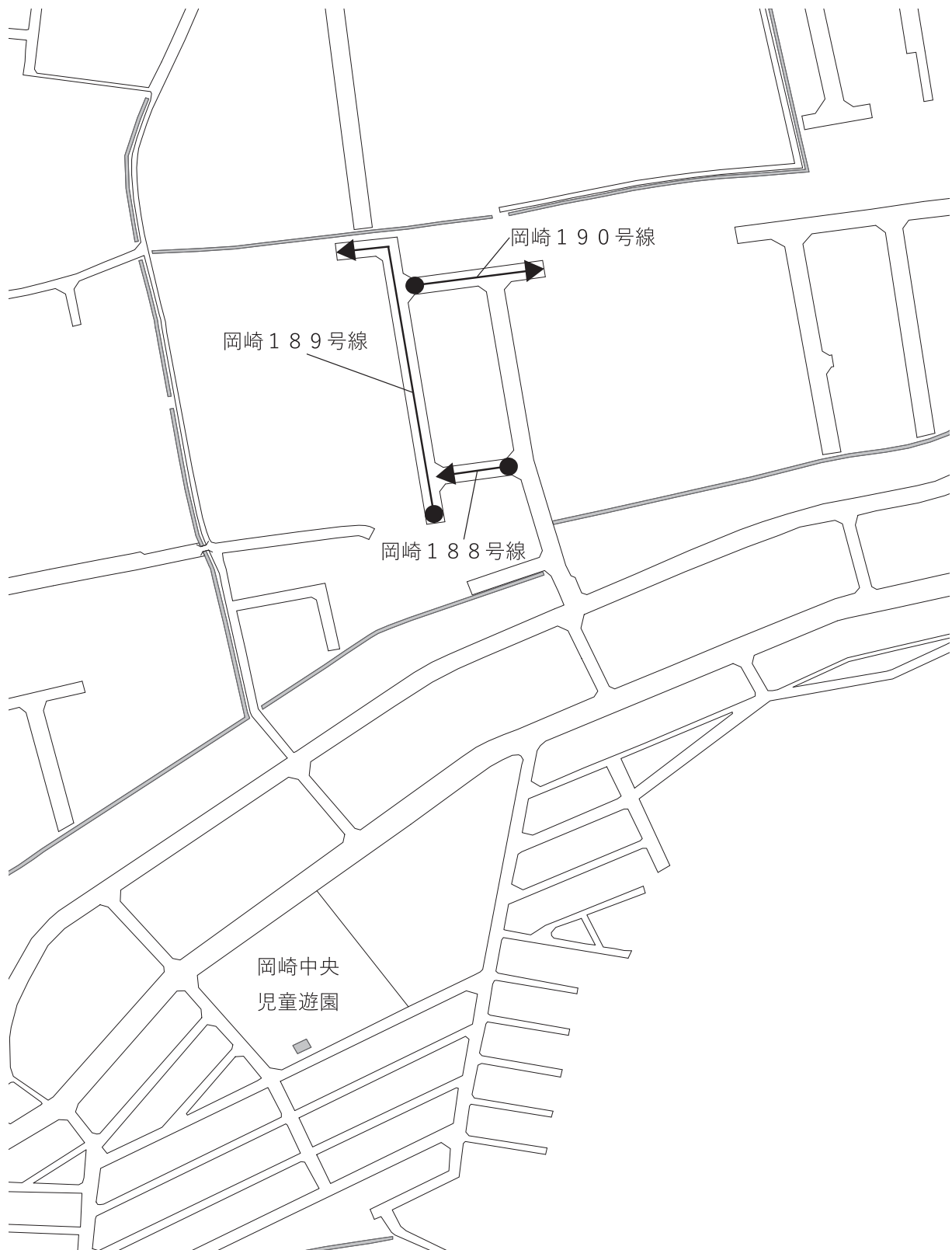
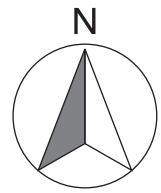
路線認定図



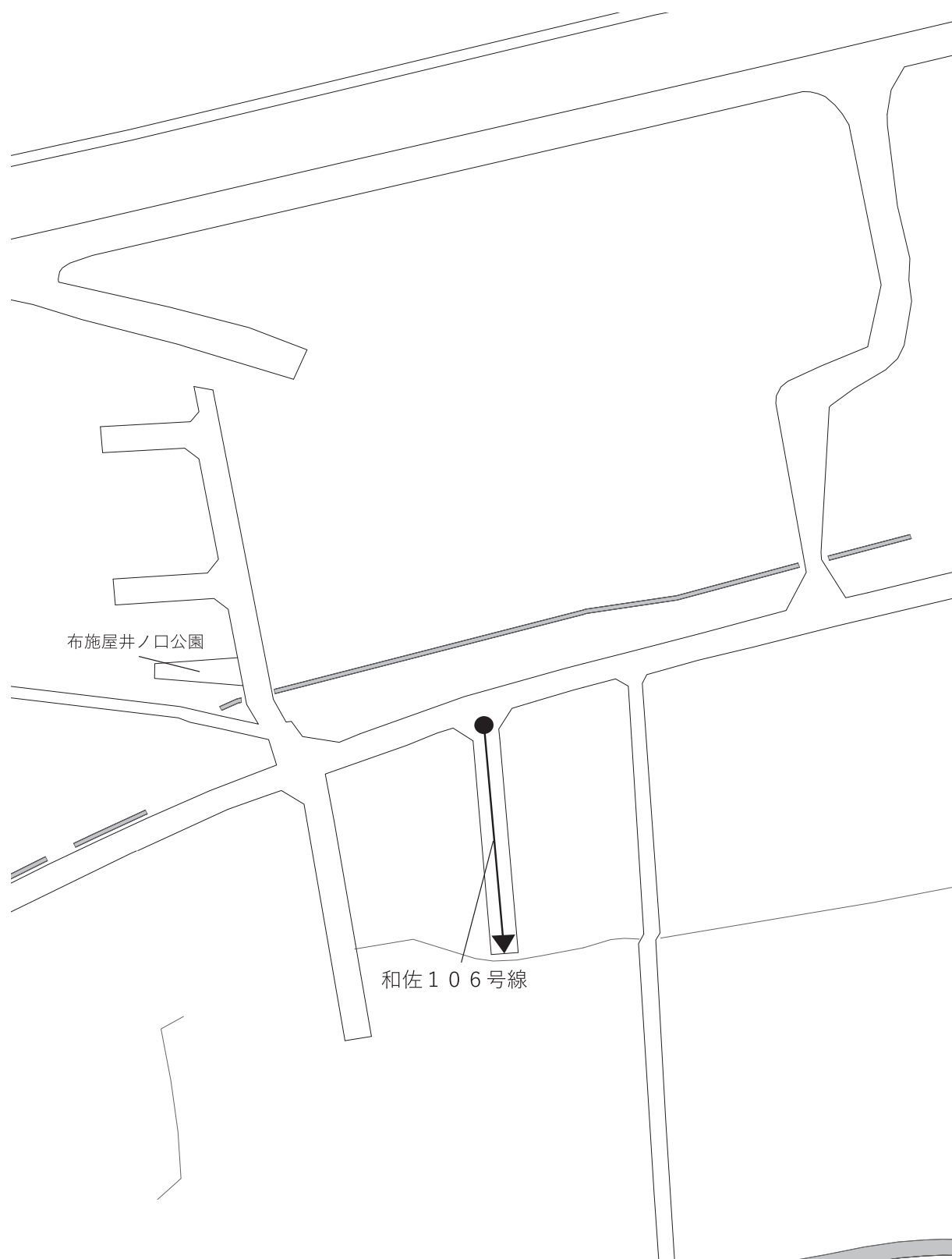
路線認定図



路線認定図



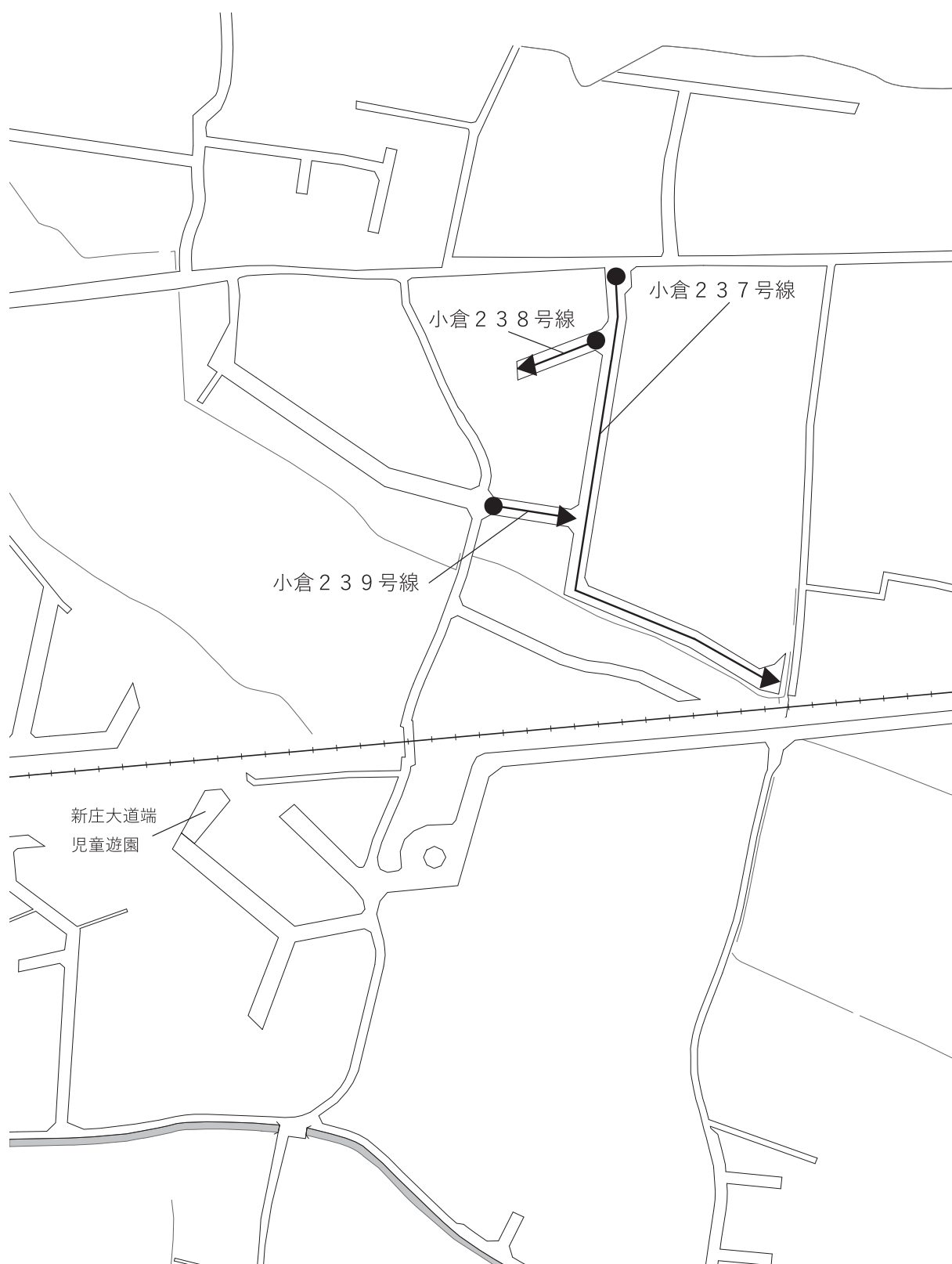
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第 7 号

市道路線変更について

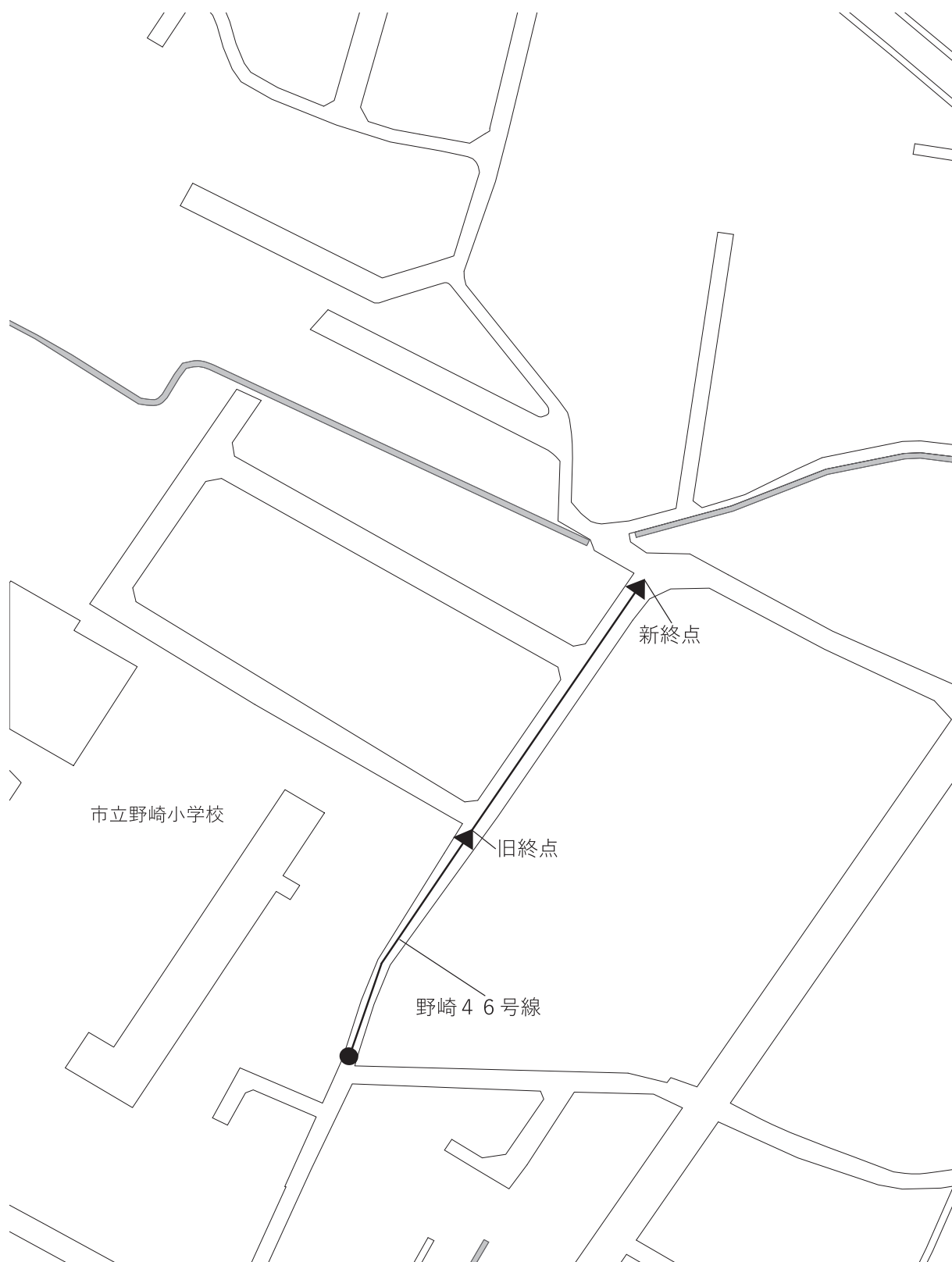
道路法第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

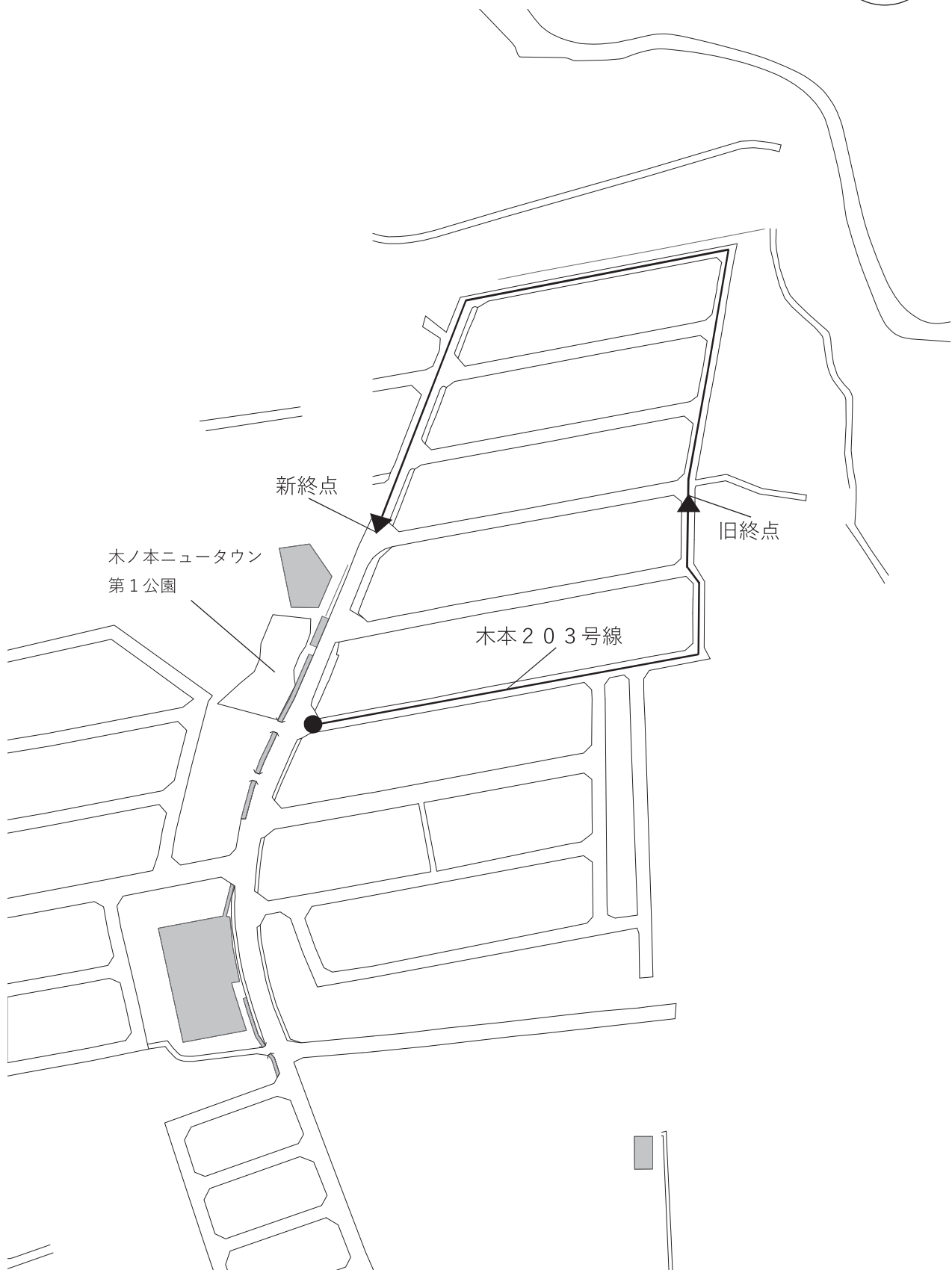
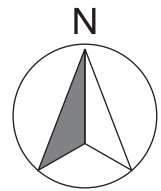
和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

整理番号	旧新別	路 線 名	起 終 点 点	備 考
18-46	旧	野崎 46 号線	和歌山市野崎 和歌山市北島	
	新	野崎 46 号線	和歌山市野崎 和歌山市北島	終点の変更
21-203	旧	木本 203 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
	新	木本 203 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	終点の変更
25-176	旧	岡崎 176 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
	新	岡崎 176 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	終点の変更
34-194	旧	小倉 194 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
	新	小倉 194 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	終点の変更
37-55	旧	紀伊 55 号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
	新	紀伊 55 号線	和歌山市北野 和歌山市北野	起点の変更

路線変更図



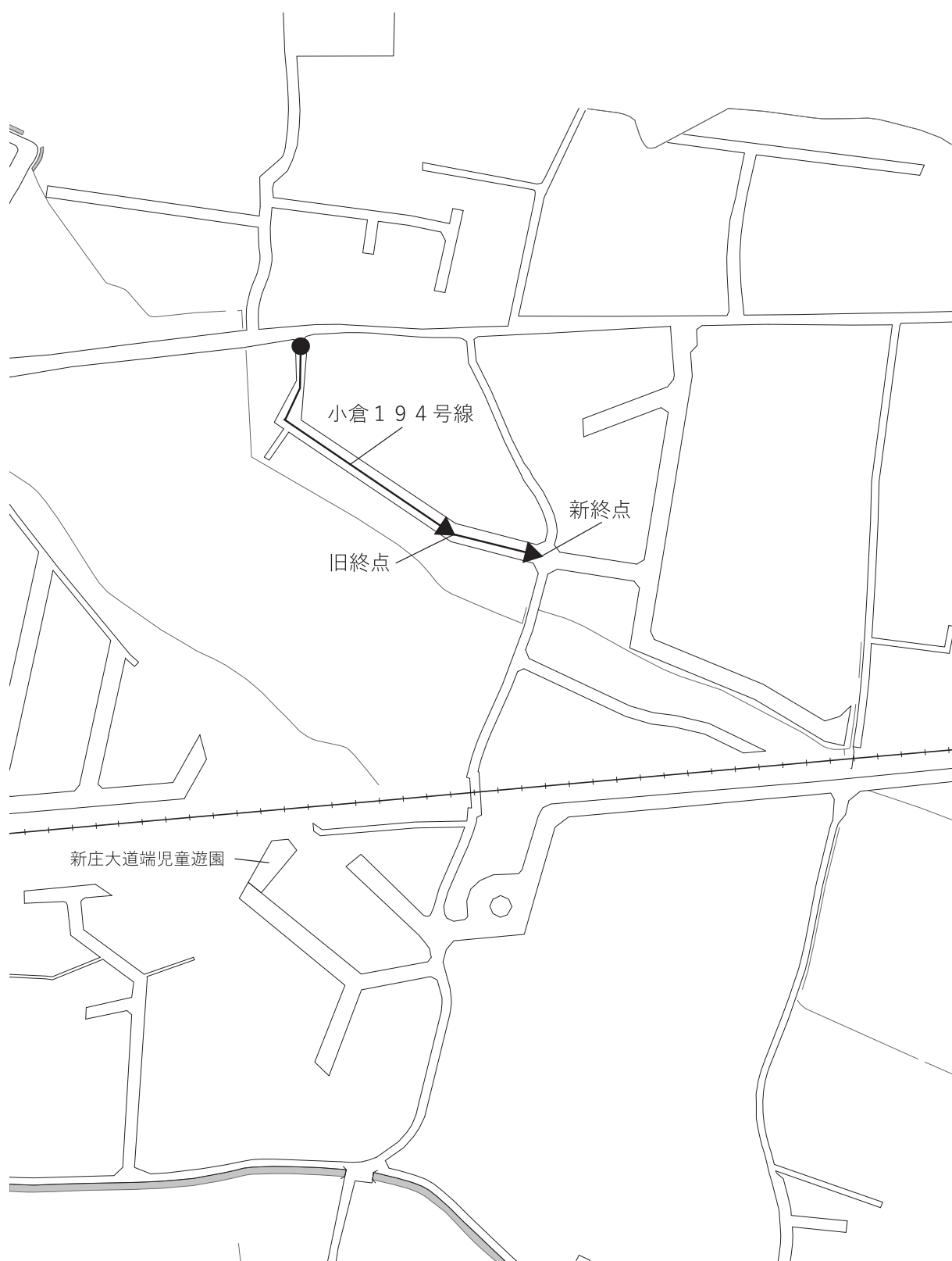
路線変更図



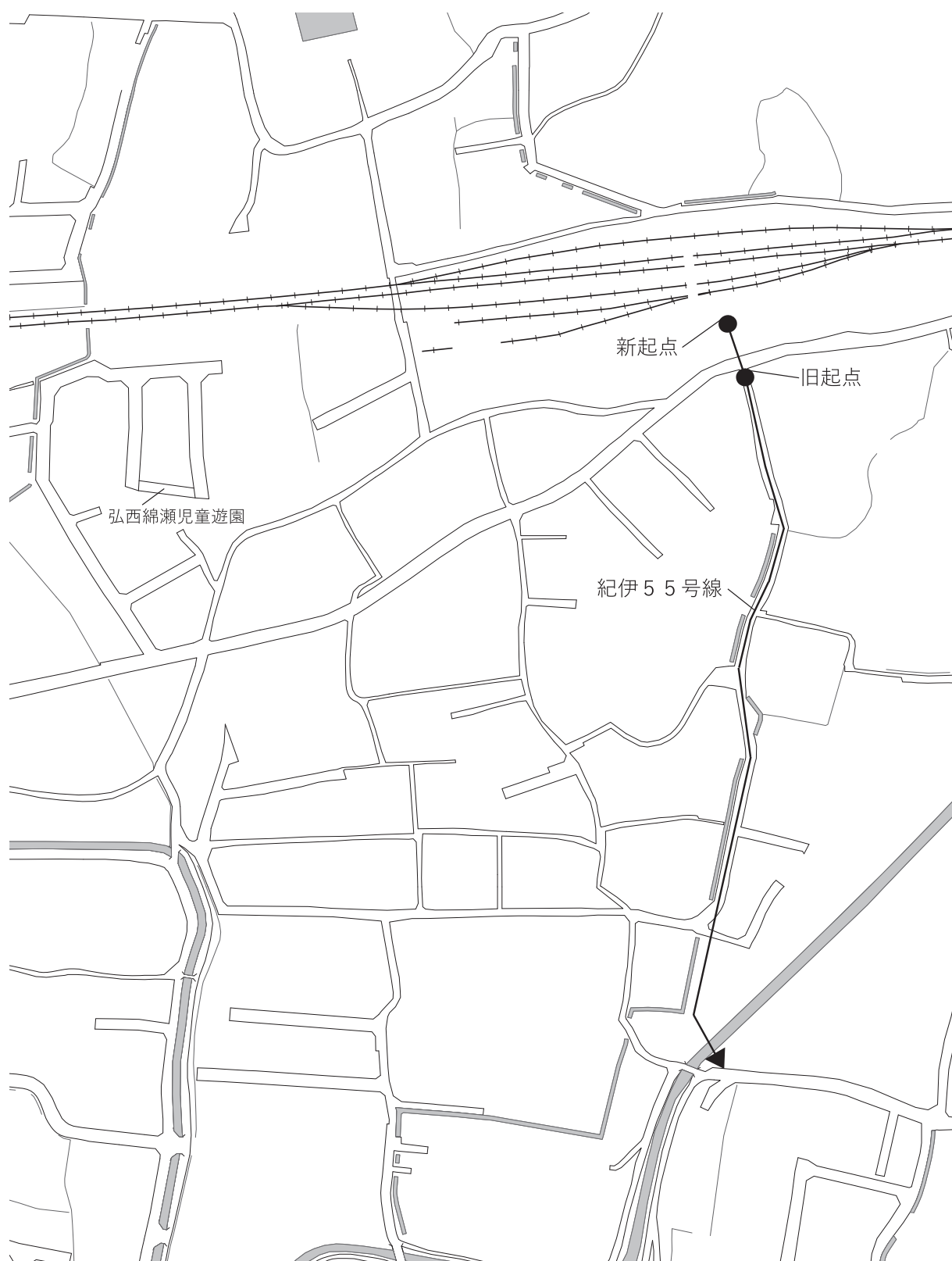
路線変更図



路線変更図



路線変更図



議案第 8 号

市道路線廃止について

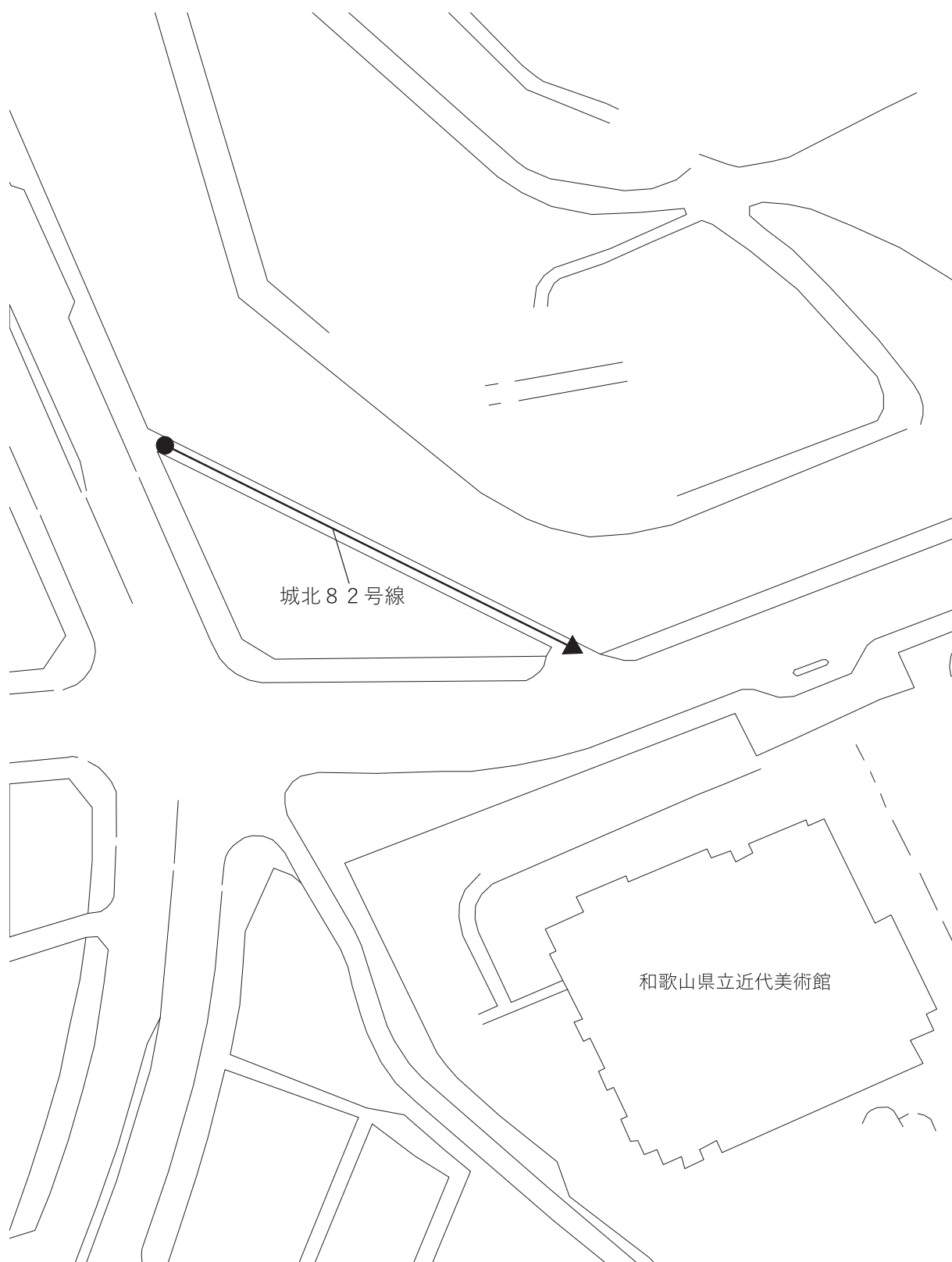
道路法第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のとおり廃止する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	備 考
2 - 8 2	城北 8 2 号線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 和歌山市雑賀屋町東ノ丁		

路線廃止図



議案第9号

土地の処分について

次のとおり土地を売却する。

令和8年9月18日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

1 土地の所在等

所 在	地 番	地 目	地 積
和歌山市直川字天中	2 6 5 番 1	宅地	7, 0 9 1. 8 1 m ²
和歌山市直川字天中	2 6 5 番 1 1	宅地	1 0 6. 2 4 m ²
和歌山市直川字天中	2 6 5 番 1 3	宅地	1 9 8. 4 3 m ²
和歌山市直川字天中	2 7 4 番 1	宅地	9, 3 4 2. 0 9 m ²
和歌山市直川字天中	2 7 4 番 2 0	宅地	3 8. 8 1 m ²
和歌山市直川字天中	2 7 4 番 2 1	宅地	6 6. 2 0 m ²
和歌山市直川字天中	2 7 4 番 2 4	宅地	1, 6 2 0. 7 0 m ²
和歌山市直川字天中	2 8 2 番 1	宅地	1 5 0. 7 7 m ²
和歌山市直川字上川田	2 2 1 番 2	宅地	3, 6 4 7. 2 4 m ²
和歌山市直川字上川田	2 1 6 番 1 0	宅地	6 5 6. 5 3 m ²
和歌山市直川字上川田	2 1 6 番 2	宅地	4, 7 2 1. 9 3 m ²
和歌山市直川字上川田	2 2 0 番 3	宅地	6 9. 0 0 m ²
合 計	1 2 筆		2 7, 7 0 9. 7 5 m ²

2 金 額 8 5 9, 3 5 0, 0 0 0 円

3 売却の相手方 エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原 まき

議案第 10 号

物品購入契約について

高規格救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 契約の目的

物品の名称 高規格救急自動車

数 量 1 台

納入場所 和歌山市八番丁 12 番地
和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市和歌浦東三丁目 5 番 54 号
日産プリンス和歌山販売株式会社
代表取締役 島村 盛幸

3 契約金額 27,775,000 円

4 契約方法 一般競争入札

議案第 11 号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

委 託 の 名 称	和歌山市道路照明等 L E D 化業務（E S C O 事業）
委 託 場 所	和歌山市市内一円
契 約 金 額	6 1 6 , 2 4 2 , 0 0 0 円 うち、L E D 化改修工事 5 3 8 , 0 1 0 , 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	（代表構成員） 大阪府大阪市中央区農人橋 1 - 1 - 2 2 岩崎電気株式会社 近畿営業所 所長 高木 努 （構成員） 和歌山県和歌山市冬野 1 3 5 9 - 7 初島電設株式会社 代表取締役 竹村 克治
契 約 方 法	随意契約

議案第 12 号

令和 7 年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金 993,366,409 円のうち 993,366,409 円を減債積立金に積み立て、66,119,020 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

議案第 13 号

令和 7 年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 988,341,041 円のうち 491,380,328 円を減債積立金に積み立て、496,960,713 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

議案第 14 号

令和 7 年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 1,480,558,020 円のうち 1,223,132,442 円を減債積立金に積み立て、1,167,591,578 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

議案第 15 号

令和 7 年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 37, 100, 073 円のうち 17, 491, 394 円を減債積立金に積み立て、19, 608, 679 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

議案第 16 号

令和 7 年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金 31,204,950 円のうち 14,520,458 円を減債積立金に積み立て、16,684,492 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 18 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎